

非常災害時における対応について

津山市教育委員会

1 登校前（午前6時の時点）において「特別警報」が発令されている場合、市内小・中学校は休校とする。

2 登校前（午前6時の時点）において次の警報が発令されている場合、市内小・中学校は休校とする。

- 暴風警報 大雨警報 洪水警報 大雪警報
暴風雪警報

3 地震、Jアラートの作動等については、地域の非常災害の状況により、学校長が判断して対応すること。学校独自で特別な措置をした場合は、早急に学校教育課に報告すること。

また、給食中止を決定した段階で、保健給食課に連絡するとともに、各学校食育センターに連絡すること。

◇上記1～2において、市内一斉休校とした場合は、津山市学校管理規則第7条に基づく報告（様式第5号）は省略する。